

標準処理期間の未設定理由

番号 10

処 分 名	市の権限に係る重要文化財の現状変更等の許可
根 拠 法 令 名	文化財保護法
条 項	第43条第1項
所 管 課	文化財課

【標準処理期間を未設定とした理由】

過去に申請実績がない又は稀である、あるいは将来的に申請が見込めないなど、標準処理期間を設定する実益がない。